土 監 発 第 7 号 平成27年3月16日

土 浦 市 長 中川 清 殿 土浦市議会議長 内 田 卓 男 殿

 土浦市監査委員
 林
 修

 同
 福
 田
 一
 夫

# 工事監査の結果について (報告)

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき工事監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

## 1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

#### 2. 監査の期日

平成27年2月20日

# 3. 監査の対象

土浦市消防本部新消防庁舎整備建築主体工事

# 4. 監査の方法

所管課から計画概要の説明を受けた後、NPO法人 地域と行政を支える技術フォーラムの協力を得て、入札調書、設計図書、積算などが適正かつ合理的に執行されているかといった観点から書類審査を行った。

また、新消防庁舎建設地において、施工体制や建設状況の現場を実査した。

#### 5. 監査の結果

対象工事について、予算の執行及び事務処理は、おおむね適正かつ効率的に 執行されているものと認められた。

また、NPO法人 地域と行政を支える技術フォーラムからの工事監査に伴う技術調査報告書は、別添のとおり総括的に適切であると報告された。

なお, 専門技術士からの改善, 指導された点については, 今後適切な対応を 講じるよう望むものである。